



幼稚園・保育所等を利用する 3～5歳児クラス等の 子どもの利用料が無償化されます



令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化は、認可保育所や認定こども園等を利用する子どもを対象とした「教育・保育給付」と、認可外保育施設や預かり保育等のサービスを利用する子どもを対象とした「施設等利用給付」が対象となります。

教育・保育給付

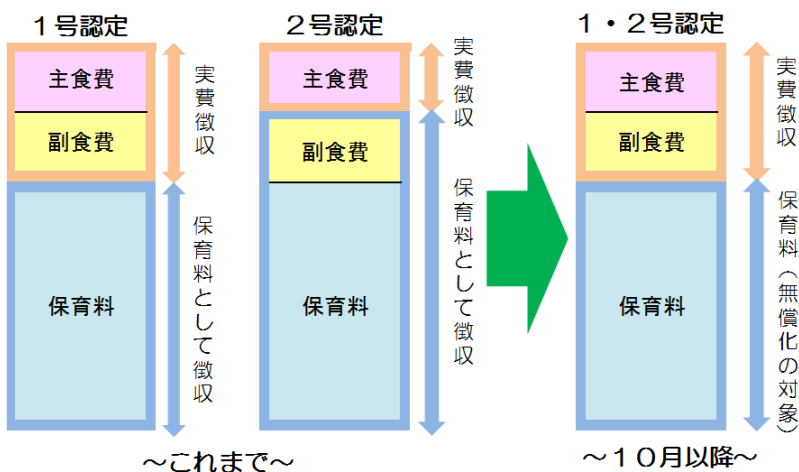
市から認定を受け、幼稚園・認定こども園・認可保育所等に通っている

- ◆ 3～5歳児クラスの全ての子どもの保育料(*1)
- ◆ 0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもの保育料
が無償化の対象です。

【無償化の対象外】

食材料費(主食費・副食費)、行事費、延長保育料等(*2,3)、通園送迎費
などの保護者から実費で徴収している費用は対象外となります。

【副食(おかず・おやつ等)費について】



2号認定はこれまで保育料内に副食費が含まれていましたが、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用のため**無償化の対象外**です。

副食費・主食費は施設で徴収になります。

1号認定はこれまでと徴収方法は変わりません。

*副食費の金額は施設ごとに違います。

*1) 幼稚園・認定こども園(1号)については、満3歳から対象です。

*2) 教育時間・保育時間の前後の預かり保育(1号でいう預かり保育・2、3号でいう延長保育)に係る費用です。

*3) 1号認定で預かり保育を利用している場合は、施設等利用給付の対象になる場合があります。

「認可保育所・認定こども園2号認定・3号認定」「新制度幼稚園・認定こども園1号認定」のチラシをご参照ください。

施設等利用給付

今回の無償化に伴い、施設等利用給付 が新設されました。

【対象施設・事業】

- ・私学助成幼稚園
- ・国立大学附属幼稚園
- ・幼稚園、認定こども園(1号)の預かり保育
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・ファミリーサポートセンター事業

現在、**2号認定・3号認定**を受けている子どもは**対象外**となります。

*給付の確認を行っていない施設を利用した場合は、無償化の対象外です。

詳細は裏面をご覧ください。

施設等利用給付

- ◆ 3～5 歳児クラスの子どもの利用料
- ◆ 0～2 歳児クラスの
市民税非課税世帯であり保育の必要性(*4)がある子どもの利用料
が無償化の対象です。

【無償化の対象外】

食材料費(主食費・副食費)、行事費、延長保育料、通園送迎費
などの保護者から実費で徴収している費用は対象外です。

【私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園】

月額上限 25,700 円まで無償

(国立大学附属幼稚園は月額上限 8,700 円)

- ◆ 保育の必要性(*4)のある子どもは預かり保育の利用料も無償化の対象です。
(満 3 歳児の場合は、市民税非課税世帯のみが対象となります。)
- ◆ 幼児教育・保育の無償化に伴い、就園奨励費補助事業は 9 月に終了します。

「私学助成幼稚園」「国立大学附属幼稚園」のチラシをご参照ください。

【幼稚園・認定こども園(1号)の預かり保育】

一定額まで無償

- ◆ 保育の必要性(*4)の認定が必要です。
- ◆ 預かり保育が十分な水準でない場合、認可外保育施設や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の併用も可能です。

「新制度幼稚園・認定こども園 1 号認定」のチラシをご参照ください。

【認可外保育施設等】

月額上限 37,000 円まで無償

(0～2 歳児クラスの子どもの月額上限 42,000 円)

- ◆ 保育の必要性(*4)の認定が必要です。
- ◆ 認可外保育施設等を複数利用している場合、合計金額が上限に達するまで無償化の対象です。

「認可外保育施設等」のチラシをご参照ください。

*4) 保育の必要性とは、仕事や出産、親族の介護、就学等で保護者が保育をできない事由があることを言います。

障害児通園施設等

3～5 歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化の対象です。

- ◆ 幼稚園、認定こども園、認可保育所等と併用する場合、ともに無償化の対象となります。
- ◆ 食材料費(主食費・副食費)、行事費、延長保育料、通園送迎費など保護者から実費で徴収している費用は無償化の対象外となります。

【問い合わせ先】

中央市役所 本館 4 番窓口
中央市臼井阿原 301 番地 1

子育て支援課 保育担当
TEL : 055-274-8557

令和元年 7 月発行

